配当公告

三重県志摩市阿児町神明一八二六番地一
破産者　松和建設工業株式会社

右の者に対する津地方裁判所伊勢支部平成二十年（フ）第九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二三七、三六九、一八八円

一、配当することのできる金額
金二六、〇九八、五六二円

平成二十二年十一月十八日
三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階
破産管財人　室木　徹亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市高柳字下北原一九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　丹野　はな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
事務所仙台市青葉区片平一丁目一番六ネオハイツ片平六〇二号片平法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市布施九八〇番地五、最後の住所千葉県柏市旭町五丁目一番一―一〇三号
被相続人　亡　新堀まゆみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
事務所千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル七階　ユーカリ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　虎井　民子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂三丁目五番、最後の住所愛知県一宮市寺島町二丁目五番地の一スペクトル貴船八一二号
被相続人　亡　西髙　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
事務所名古屋市北区大曽根二丁目九番六六号ＭｉＫｉ二階おおぞね法律事務所
相続財産管理人　松本　達志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字新里字上樋田一四七番地二、最後の住所愛知県名古屋市中区千代田三丁目一六番五号ニュー千代田ビル六〇一号
被相続人　亡　鎌田　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
愛知県名古屋市中区栄三丁目一番一号広小路第一生命ビル四階
相続財産管理人　弁護士　熊谷　考人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市緑ヶ丘町一六〇三番地、最後の住所大阪府八尾市青山町三丁目六番三号
被相続人　亡　中安　兼江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階
相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県国東市国見町竹田津三五六九番地二、最後の住所大阪市平野区平野西五丁目一番二六号
被相続人　亡　三重野勇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
宮崎県延岡市桜小路三八一番地四
相続財産管理人　弁護士　成合　一弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市国分中央三丁目一七一一番地、最後の住所鹿児島県霧島市国分新町八三番地三
被相続人　亡　日髙　トミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十八日
事務所鹿児島市易居町一―三四リミビル四階　相続財産管理人　弁護士　坂元　直人

破産手続開始の申立の公告

当法人は、平成二十一年三月三十一日に解散し清算中のところ、平成二十二年十一月十八日に破産手続開始の申立てを行いましたので民法第八十一条により公告いたします。

平成二十二年十一月十八日
大阪市中央区大手前三丁目二番一二号大阪府庁別館内
社団法人大阪府市町村職員互助会
代表清算人　中田　仁公

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社総合資格　東京都新宿区西新宿一丁目二六番地二号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年十一月十八日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番地二号
株式会社総合資格
代表取締役　岸　隆司

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社総合資格　株式会社総合資格関西本部人材紹介センター　大阪府大阪市北区中崎西二丁目四番地四三号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年十一月十八日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番地二号
株式会社総合資格
代表取締役　岸　隆司